

ぱあとなあ秋田の活動

権利擁護相談／成年後見制度利用のお手伝い

- ・権利擁護全般に関すること。成年後見制度、虐待など何でも。

成年後見制度の周知と啓発

- ・成年後見制度に関する研修会の開催（支援者のための成年後見活用講座を毎年開催）
- ・成年後見制度に関する研修会への講師派遣。

行政や関連機関・団体との連携強化による地域の権利擁護の推進

- ・福祉はもちろんのこと、法律や医療、その他多職種の連携による支援。

相談の流れ **無料**



- 1回目は、電話でお話をお伺いします。
- 2回目からは、面談いたします。

相談

秘密を守り丁寧に相談に応じます。

制度利用の調整

いちばんふさわしい方法を一緒に考えます。

成年後見制度利用手続援助

裁判所への申立て手続きの援助を行います。第三者後見人の紹介もしています。

諸制度利用援助

福祉や法律、医療その他の専門家と連携し援助します。

成年後見人等の受任

ぱあとなあ秋田の会員は、家庭裁判所に名簿登録して成年後見人等を受任しています。与えられた権限の範囲内で、社会福祉の専門家の立場を活かし、あなたの生活をサポートします。

お問い合わせ先

受付時間

月～金 午前10:00～午後4:00（祝祭日除く）

相談は無料です

相談受付電話

TEL 018-896-7881

お気軽にお電話ください！

事務局員が電話を受け、追って担当者から相談者様へご連絡します。



権利擁護センター ぱあとなあ秋田

一般社団法人 秋田県社会福祉士会事務局

〒010-0922

秋田県秋田市旭北栄町1番5号

秋田県社会福祉会館1階

TEL 018-896-7881

FAX 018-896-7882

MAIL akitaken-csw@flute.ocn.ne.jp

URL <http://www.akita-csw.org/>

社会福祉士は、社会福祉に関する相談援助を業務とする専門職（国家資格）です。ぱあとなあ秋田は、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を登録しています。




権利擁護相談／成年後見制度利用のお手伝い

あなたらしく、 安心して暮らすために

権利擁護に関する相談や成年後見制度利用のお手伝いをおして、社会福祉の専門職である私たち社会福祉士は、「あなたらしく、安心して暮らす」ための支援をしています。



 一般社団法人 秋田県社会福祉士会
権利擁護センター **ぱあとなあ秋田**

たとえば、このような時・・・

Q 子どもに知的障がいがあります。親が亡くなった後の財産管理はどうすればいいのでしょうか？

Q 一人暮らしの母が悪徳商法の被害にあっけました。母は軽度の認知症です。

Q 精神科病院に入院しています。退院して一人暮らしをしたいのですが、アパートの契約やお金の管理が不安です。

Q 認知症の父の本人名義の不動産を処分して、本人の医療・生活費に充てたいのですが。

Q 月8万円ほどの母の年金振込通帳を、同居する収入のない弟が管理していますが、医療費を50万円ほど滞納しています。また、母の介護もされておらず、弟は介護サービスの利用を拒否しています。

A



このような時には、成年後見制度を利用できます。成年後見制度は本人の権利を守るためのものです。裁判所の指導の下に財産管理を行い、生活面においてもその人が望む生活を支援します。ばあとなあ秋田にお気軽にご相談ください。

その他のご質問

Q 支払う報酬について

A. 成年後見/任意後見制度では報酬が発生します。後見人等/任意後見監督人の報酬は、裁判所が決めた額となります。任意後見人の報酬は、契約で決めた額です。なお、申立費用や後見人の報酬の助成を受ける仕組みもあります。

Q 成年後見制度は、途中でやめられるのですか？

A. ご本人の判断能力が回復するか亡くなるまで、成年後見制度をやめることはできません。

成年後見制度とは？

高齢や障がいによる判断能力が不十分な方のために支援する人を選んで、選ばれた支援者（成年後見人等）が財産管理のみならず、その人が望む生活を支援する、判断能力が不十分な方の権利を守るための制度です。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度

すでに判断能力のない、あるいは不十分な方が対象です。本人の能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の三つの類型に分けられます。

後見



判断能力が全くない方。
例えば、買い物にも支援が必要。

保佐



判断能力が著しく不十分な方。買い物はできるが、計画的な金銭管理は難しい。

補助



判断能力が不十分な方。おおむね判断できるが、例えば、不動産の処分など重要な判断は補助してほしい。

支援する人を選ぶには家庭裁判所へ申立てします。
申立てが出来る人
本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長
必要な書類
・申立書・戸籍謄本、住民票、登記されていない証明書、医師の診断書、資産
・収入などを証する資料など
費用
・申立手数料800円(代理・同意権+各800円)
・登記手数料 2,600円
・郵便切手(3,050円 裁判所により異なる)
・他に、診断書/鑑定費用かかる場合あり

支援する人

成年後見人



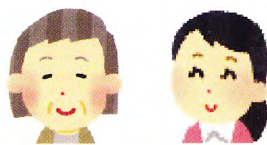
保佐人



補助人



成年後見人等に与えられる権限



代理権

本人のために、本人に代わって契約を行います。
例) 施設入所契約など

同意権、取消権

本人が行った、本人にとって不利益な契約を取り消すことができます。
例) 必要のないのに、訪問販売で買った高価な購入契約の取消しなど。

*手術等の医療行為の同意や、施設入所等の身元保証人になる権限は与えられません。

任意後見制度

判断能力のある方が対象です。
将来、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ自分で選んだ代理人（任意後見人）に、契約で決めておいた施設入所契約や財産管理などの代理権を与える制度です。

任意後見制度 利用の手順

- ・公証役場で公正証書による「任意後見契約」を締結します。
- ・本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所へ申立てします。
- ・申立て後、任意後見監督人が選任されると、任意後見の効力が生じます。

必要な書類

- ・申立書（家庭裁判所で配布）
- ・印鑑証明書、戸籍謄本、住民票など

費用

- ・公正証書作成の基本手数料 11,000円
- ・登記手数料（任意後見監督人）1,400円
- ・登記手数料 2,600円
- ・郵便切手（3,050円 裁判所により異なる）

任意後見人がいれば安心だね。

